

公開買付説明書

2025年5月

株式会社SBI新生銀行

(対象者：NECキャピタルソリューション株式会社)

公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社SBI新生銀行
【届出者の住所又は所在地】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-7000（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部統轄次長 平山 實
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社SBI新生銀行 （東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注1） 本書中の「公開買付者」とは、株式会社SBI新生銀行をいいます。

（注2） 本書中の「対象者」とは、NECキャピタルソリューション株式会社をいいます。

（注3） 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

（注4） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注5） 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注6） 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注7） 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

（注8） 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

（注9） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

（注10） 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

目 次

	頁
第1 公開買付要項	1
1. 対象者名	1
2. 買付け等をする株券等の種類	1
3. 買付け等の目的	1
4. 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数	14
5. 買付け等を行った後における株券等所有割合	18
6. 株券等の取得に関する許可等	18
7. 応募及び契約の解除の方法	19
8. 買付け等に要する資金	21
9. 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況	22
10. 決済の方法	23
11. その他買付け等の条件及び方法	23
第2 公開買付者の状況	25
1. 会社の場合	25
2. 会社以外の団体の場合	26
3. 個人の場合	26
第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況	26
1. 株券等の所有状況	26
2. 株券等の取引状況	28
3. 当該株券等に関して締結されている重要な契約	28
4. 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約	28
第4 公開買付者と対象者との取引等	29
1. 公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容	29
2. 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容	29
第5 対象者の状況	29
1. 最近3年間の損益状況等	29
2. 株価の状況	30
3. 株主の状況	30
4. 継続開示会社たる対象者に関する事項	31
5. 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等	31
6. その他	31
公開買付者に係る事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	32
対象者に係る主要な経営指標等の推移	37

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

NECキャピタルソリューション株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、1952年12月1日に、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号。その後の改正を含み、以下「長期信用銀行法」といいます。）に基づき「株式会社日本長期信用銀行」として設立された株式会社です。公開買付者は、SBIホールディングス株式会社（以下「SBIHD」といいます。）及びその完全子会社であるSBI地銀ホールディングス株式会社（以下「SBI地銀HD」といいます。）が併せて発行済普通株式（自己株式を除きます。）の全てを所有する子会社です。SBI地銀HDは、SBIグループ（下記にて定義しております。以下同じです。）に属する企業やSBIグループの投資先企業が有する商品・サービス・ノウハウ等を活用しつつ、地域金融機関に直接出資することで、地域金融機関の収益力強化とそれに伴う企業価値向上を図ることを主な目的として、2015年8月25日に設立された株式会社であり、その発行済株式の全てをSBIHDに所有されております。

公開買付者は、SBI地銀HDの実施した、公開買付者の発行する普通株式（以下「公開買付者株式」といいます。）を対象とし、2021年9月10日から同年12月10日を公開買付期間とする公開買付けにより、SBIHDの連結子会社となりました。その後、SBI地銀HDの実施した、公開買付者株式を対象とし、2023年5月15日から同年6月23日を公開買付期間とする公開買付け及びその後の株式併合の手続等を経て、公開買付者の株主は、SBIHD、SBI地銀HD、預金保険機構、株式会社整理回収機構（以下「整理回収機構」といいます。）及び株式会社エスグラントコーポレーションとなりました。その後、株式会社エスグラントコーポレーションは、その所有していた公開買付者の株式を全て公開買付者及びSBIHDへ譲渡し、公開買付者の株主ではなくなりました。

さらに、公開買付者の主要株主であった預金保険機構及び整理回収機構が所有していた公開買付者株式の全てにつき、2025年3月21日をもって無議決権のA種優先株式及びB種優先株式に変更されたことから、本書提出日現在、SBIHDが直接及び間接に公開買付者の議決権の全てを保有しております。

公開買付者は、SBIHD並びにSBIHDの子会社（2025年3月31日現在696社）及び持分法適用会社（2025年3月31日現在64社）から構成される企業グループ（以下「SBIグループ」といいます。）の、中核銀行として、顧客層は個人から法人、地域金融機関、海外での事業まで幅広く銀行機能を提供しております。公開買付者は、公開買付者の子会社である株式会社アプラスや昭和リース株式会社（以下「昭和リース」といいます。）等とともに銀行とノンバンク機能を併せ持つハイブリッドな総合金融グループとして、お客さまが真に求める商品・サービスを提供することを経営理念としております。また、公開買付者は、経営理念に、「安定した収益力を持ち、国内外産業経済の発展に貢献し、お客さまに求められる銀行グループ」、「経験・歴史を踏まえた上で、多様な才能・文化を評価し、新たな変化に挑戦し続ける銀行グループ」、「透明性の高い経営を志向し、お客さま、投資家の皆様、従業員などすべてのステークホルダーを大切に、また信頼される銀行グループ」であることを掲げ、SBIグループと一体となって成長し、先駆的・先進的金融を提供するリーディングバンキンググループとなることを目指しております。

公開買付者の親会社であるSBI地銀HD及びSBI地銀HDの親会社であるSBIHDは、本書提出日現在、対象者の株券等を所有しておりませんが、公開買付者は、本書提出日現在、対象者株式を7,172,278株（所有割合（注1）：33.29%）所有し、対象者の筆頭株主となっております。

（注1） 「所有割合」とは、対象者が2025年4月25日に公表した「2025年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2025年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（21,544,538株）から、対象者が2024年11月7日に公表した「半期報告書」（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された2024年9月30日現在所有する自己株式数（793株）に2024年10月以降2025年3月31日までに対象者が単元未満株式の買取請求により取得した自己株式数として対象者から報告を受けた数（46株）を加算した上で控除した株式数（21,543,699株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において同様に計算しております。）をいいます。以下同じです。

公開買付者は2025年5月26日、対象者との関係強化によるシナジー効果の実現のため、対象者の第2位株主である日本電気株式会社（以下「NEC」といいます。）の所有する対象者株式の全部（3,795,888株（所有割合：17.62%））（以下「応募予定株式（NEC）」といいます。）及び第3位株主である三井住友ファイナンス&リ

ース株式会社（以下「SMFL」といい、NECと併せ「応募合意株主」といいます。）の所有する対象者株式の全部（2,514,834株（所有割合：11.67%））（以下「応募予定株式（SMFL）」といい、応募予定株式（NEC）と併せて「応募予定株式」といいます。）のうち取得予定の株式（合計2,195,275株（所有割合：10.19%）（以下「取得予定株式」といいます。））を上限に取得することを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年5月26日付で、NECとの間で、NECが所有する対象者株式の全部である応募予定株式（NEC）について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約（NEC）」といいます。）を締結し、また、同日付で、SMFLとの間で、SMFLが所有する対象者株式の全部である応募予定株式（SMFL）について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約（SMFL）」といい、本応募契約（NEC）と併せて「本応募契約」といいます。）を締結しております。本応募契約の概要については、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

本公開買付けは、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、取得予定株式を取得することを目的とするものであり、下記「(4) 上場廃止となる見込みの有無及びその事由」に記載のとおり、対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付け後に公開買付者が所有することとなる対象者株式数は9,367,553株（所有割合：43.48%）となります。公開買付者は、本公開買付け成立後も対象者株式の上場を維持する方針であり、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場が維持される予定です。

本公開買付けは、本応募契約に基づく応募合意株主からの対象者株式の応募を予定して行われ、また、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」に記載のとおり、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）である3,750円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年5月23日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場における対象者株式の終値3,785円に対して0.92%、同日までの終値1ヶ月間平均値3,889円に対し3.59%、同日までの終値3ヶ月間平均値3,832円に対し2.14%、及び同日までの終値6ヶ月間平均値3,824円に対し1.92%ディスカウントした価格となり、応募予定株式のみが応募されることを企図しております。なお、本書提出日現在、公開買付者は対象者株式を7,172,278株（所有割合：33.29%）所有しており、本公開買付け成立後の株券等所有割合が3分の1を超えることになるため、公開買付者が応募予定株式を取得するためには、法第27条の2第1項第2号に従い法令上公開買付けの方法による必要があることから、本公開買付けを実施し、応募合意株主以外の対象者の株主の皆様にも同一の売却機会を提供するものです。

また、本公開買付けは、取得予定株式のみを取得することを目的としているため、買付予定数の上限を、取得予定株式と同数の2,195,275株（所有割合：10.19%）と設定しております。

したがって、本公開買付けに応募された対象者株式（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の上限（2,195,275株（所有割合：10.19%））を上回る場合は、その超える部分の対象者株式の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

なお、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（2,195,275株）を上回る場合は、あん分比例の方式による買付けが行われる結果として、公開買付者は応募予定株式の全てを買い付けられないこととなる可能性があります。その場合においても、応募予定株式のうち本公開買付けによる買付け等が行われなかった対象者株式を追加で取得することは予定しておりません。なお、対象者が2025年5月26日に公表した「株式会社SBI新生銀行による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本公開買付けに対して賛同の意見を表明する一方、(i)本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も対象者株式の東京証券取引所プライム市場における上場が維持される予定であること、及び(ii)本公開買付価格（3,750円）は公開買付者と応募合意株主との協議・交渉の結果等を踏まえ決定され、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年5月23日の対象者株式の終値3,785円に対して0.92%ディスカウントした価格であるという点において、対象者の株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることに十分に合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については対象者としての判断を留保し、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」並びに「(5) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「② 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者が本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち対象者に関する記述は、対象者が公表した情報、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者は、1952年12月1日に、長期信用銀行法に基づき「株式会社日本長期信用銀行」として設立されました。その後、高度成長と軌を一にして公開買付者の業容も拡大し、公開買付者株式は、1970年4月に東京証券取引所市場第一部及び株式会社大阪証券取引所市場第一部への上場を果たしました。その後、1985年以降のバブル経済の中で不動産・ノンバンク等の特定の業種に傾倒した貸出金が急増した結果、その後のバブル崩壊により多額の不良債権を抱えることとなったため、1998年10月23日に、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号。その後の改正を含み、以下「金融再生法」といいます。）第36条第1項に基づく特別公的管理の開始の決定（以下「特別公的管理開始決定」といいます。）と、金融再生法第38条第1項に基づく株式取得の決定を受けるに至り、同年10月28日には、金融再生法第39条第1項に基づき、公開買付者が当時発行していた公開買付者株式及び第二回優先株式（注1）は全て、預金保険機構により取得されました（注2）。これに伴い、同年10月24日に、公開買付者株式は上場廃止となっております。

（注1） 第二回優先株式とは、特別公的管理開始決定を言い渡される前である1998年3月31日に、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第5号。その後の改正を含みます。）に基づき、公開買付者が、整理回収機構に対して、合計1,300億円で発行した優先株式（合計100,000,000株）を指します。

（注2） 金融再生法においては、金融再生委員会（現在は内閣総理大臣）は、銀行がその財産をもって債務を完済することができない場合その他銀行がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認める場合等において、当該銀行につき、特別公的管理開始決定をすることができることとされており（金融再生法第36条第1項）、また、金融再生委員会（現在は内閣総理大臣）は、特別公的管理開始決定と同時に、当該銀行の発行する株式の取得を決定することとされてきました（金融再生法第38条第1項）。

その後、2000年3月1日に、ニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィ（以下「パートナーズ社」といいます。）（注3）が、預金保険機構から、その所有する公開買付者株式を取得し（注4）、同日、特別公的管理が終了しました。なお、パートナーズ社が公開買付者株式の取得時に、公開買付者及び預金保険機構との間で締結した2000年2月9日付の株式売買契約書においては、パートナーズ社による公開買付者株式の取得後、公開買付者が金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第143号。その後の改正を含みます。）第4条第2項に基づく株式の引受けの申請（以下「本引受申請」といいます。）を行った場合、預金保険機構は、金融再生委員会からの承認を条件として、公開買付者が新たに発行する無議決権優先株式を取得することを合意していました。そのため、公開買付者は2000年3月3日に本引受申請を行い、同年3月31日に預金保険機構が発行済株式の全てを有する整理回収機構が、株式会社新生銀行第三回乙種優先株式（以下「第三回優先株式」といいます。）600,000,000株を合計2,400億円（1株当たり400円）で引き受けました（注5）。

（注3） パートナーズ社は、米国のプライベート・エクイティ・マネジメント会社であるリップルウッド・ホールディングス・LLCの呼びかけにより、公開買付者の株式の取得のために、複数の金融機関グループ、多数の投資家の出資を得て、オランダ王国において設立されたリミテッド・パートナーシップとこのことです。

（注4） 具体的には、公開買付者は、2000年3月時点において、公開買付者株式2,417,075,212株及び第二回優先株式100,000,000株を発行しており、これらは全て預金保険機構が所有していたところ、預金保険機構は、公開買付者株式2,417,075,000株をパートナーズ社に10億円で売却しました（単位未満株式である公開買付者株式212株は公開買付者が取得しました。）。なお、第二回優先株式100,000,000株のうち25,472,000株は公開買付者による減資により消却され、預金保険機構は残りの74,528,000株を引き続き所有していましたが、第二回優先株式は、2008年3月31日に、預金保険機構からの取得請求権の行使により、公開買付者がその全てを、公開買付者株式（合計269,128,888株）を対価として預金保険機構に交付の上で取得しました。

（注5） 整理回収機構により引き受けられた第三回優先株式（合計600,000,000株）は、以下を経て、公開買付者が全て取得しています。

（ア）2006年7月31日、整理回収機構による取得請求権の行使により、公開買付者が、公開買付者株式（200,033,338株）を対価として整理回収機構に交付の上で、第三回優先株式300,000,000株を取得（なお、対価として交付された公開買付者株式のうち、200,033,000株については、同年8月17日に整理回収機構によって市場にて売却が行われました。）

(イ) 2007年8月1日、第三回優先株式の取得条項の内容に係る定款の定めにより、公開買付者が、公開買付者株式(合計200,000,000株)を対価として整理回収機構に交付の上で、第三回優先株式300,000,000株を取得

その後、公開買付者は、2000年6月には、公開買付者の行名を「株式会社日本長期信用銀行」から「株式会社新生銀行」に変更し、2004年2月には東京証券取引所市場第一部に再上場を果たしました。そして、2004年4月に、公開買付者は、金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和43年法律第86号。その後の改正を含みます。)に基づき、長期信用銀行法に基づく長期信用銀行から、銀行法(昭和56年法律第59号。その後の改正を含み、以下「銀行法」といいます。)上の普通銀行へ転換しました(注6)。

(注6) 長期信用銀行法に基づく長期信用銀行は、普通銀行のように受け入れた預金を用いた貸付けを行わず、長期信用銀行債を発行することで、設備資金又は長期運転資金に関する貸付けをすることを主たる業務とする銀行です。

その後、公開買付者は、2021年12月に、SBI地銀HDによる公開買付者株式を対象とする公開買付けの結果、SBI地銀HDが公開買付者のその他の関係会社(主要株主かつ筆頭株主)となり、SBIHDが公開買付者の支配株主(親会社)となりました。2022年2月1日にSBIHDが所有する公開買付者株式がSBI地銀HDへ譲渡されたため、SBI地銀HDは公開買付者の支配株主(親会社)となりました。その後、2022年4月4日に、東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所市場第一部からスタンダード市場に移行しました。また、2023年1月4日には、先般の親会社の異動に伴い、公開買付者の行名を「株式会社新生銀行」から「株式会社SBI新生銀行」に変更しました。

その後、2023年6月に、SBI地銀HDによる公開買付者株式を対象とする2回目の公開買付けによりSBI地銀HDは公開買付者株式を追加取得しました。そして公開買付者の株主をSBI地銀HD、預金保険機構及び整理回収機構のみとすることを目的としたスクイーズアウト手続の一環として、2023年9月1日開催の公開買付者の臨時株主総会にて株式併合に係る議案が可決されたことに伴い、公開買付者株式は2023年10月2日の株式併合の効力発生日に先立ち、2023年9月28日付で上場廃止となりました。

その後、2024年2月に、預金保険機構が所有していた株式のうち株式併合により端数となった6,912,888株(株式併合前の株式数)に対して1株当たり2,800円を支払うことで預金保険機構に19,356,086,400円を返済しております。

さらに2025年3月に、2025年3月7日付で預金保険機構、整理回収機構、公開買付者及びSBIHDとの間で締結した「確定返済スキームに関する合意書」に基づき、公開買付者は預金保険機構及び整理回収機構が所有する公開買付者株式を無議決権優先株式に変更した上で、特別優先配当として整理回収機構に対して100,000,000,002円を配当することで公的資金の一部を返済しております。

(注7) 2023年10月2日、20,000,000株につき1株の割合で株式を併合し、発行済株式総数は204,144,774株から10株に減少しました。その後、2024年3月15日、1株につき6株の割合で株式を分割し、発行済株式総数は10株から60株へ増加しました。

対象者は、1978年に、NEC並びにNECの連結子会社(2025年3月31日現在249社)及び持分法適用会社(2025年3月31日現在52社)から構成される企業グループ(以下「NECグループ」といいます。)の金融サービス会社として創設されたとのことです。以来、ICT(情報通信技術)をはじめとした各種機器・設備のリースに加え、お客様の様々な経営課題の解決に貢献すべくファイナンスメニューを充実させ、金融サービス会社として提供するソリューション提案の幅を広げているとのことです。対象者のグループビジョン2030では、バンダーファイナンス・ICT専門サービス・金融プロダクトの3つのソリューション領域を特定、各領域を強化・確立し、成長を目指しているとのことです。バンダーファイナンスの領域では官公庁、自治体、大企業を主要な顧客とする強固な事業基盤を有するとともに、さまざまなメーカー・販売会社にファイナンスプログラムを提供し、販売力強化をサポートしているとのことです。ICT専門サービス領域ではICT(情報通信技術)に関する豊富な知見を活かした様々なサービス、PFI・PPP(注8)事業における専門サービスを提供しているとのことです。金融プロダクト領域では子会社である株式会社リサ・パートナーズ(以下「リサ・パートナーズ」といいます。)が持つ地域金融機関との広範なリレーションの活用に加え、不動産ファイナンスや再生可能エネルギーのプロジェクトファイナンスやLBOファイナンス(注9)などプロダクトを拡大しているとのことです。

(注8) PFI・PPPとは、公共施設等の整備等における官民連携において、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいいます。

(注9) LBOファイナンスとは、企業買収において、買収対象企業の将来キャッシュフローや資産を担保に、借入で資金を調達する手法をいいます。

対象者は、NECグループの商流を軸としたメーカー系リース会社の強みを拡充するとともに、リサ・パートナーズの持つ投資機能や、独自のソリューション開発機能を活用しながら、メーカー系リース会社から金融サービス会社への転換を実現することで企業価値の向上と国内リース業界で独自の地位を築いているとのことです。対象者が金融サービス会社として、さらにその事業領域を拡充し持続的な成長を実現するためには、NECグループの商流に加えて、総合金融グループの商流や知見、ノウハウが必要であるとの認識から、2024年7月中旬、対象者は新たな第三者との連携が必要であると判断したとのことです。公開買付者と対象者は、NECグループとの金融事業におけるパートナーシップを維持しながら、事業上の親和性及び補完性のある第三者との連携によって成長戦略を加速し、さらなる企業価値向上を実現するためのパートナーシップの可能性について2023年4月から検討してきました。その結果、新たに公開買付者と公開買付者の100%子会社である昭和リースを含むSBIグループが互恵関係のあるパートナーとして加わることで、対象者の持続的な成長実現に向けた変革を推進することが可能であると2024年7月に判断いたしました。公開買付者と対象者は、主力の取扱い商材や商流が異なり、また、強みとする知見やノウハウも異なることから、お互いの主力商材をお互いの顧客に紹介、販売することなども含めてお互いに新たな成長ドライバーになり得るものと思われまます。対象者の持続的な成長実現を目的として、公開買付者が2024年10月2日付で対象者の主要株主であるNEC及びSMFLが所有する対象者株式の一部（合計7,172,278株（所有割合：33.29%））を譲り受けることにより、対象者は公開買付者の持分法適用関連会社となり、同日付で公開買付者、公開買付者の完全子会社である昭和リース及び対象者との間で、業務提携契約（以下「本業務提携契約」といいます。）を締結いたしました。

公開買付者は、2024年10月2日付で対象者が公開買付者の持分法適用関連会社となって以降、シナジー効果を追求すべく、公開買付者及び対象者双方メンバーによる定期的な協議会を開催し、連携を推進してきました。その結果、不動産ファイナンスや再生可能エネルギーのプロジェクトファイナンス等の分野を中心に、6ヶ月間で900億円規模の投融資案件の相互紹介が実現しております。公開買付者としては、これら事業連携による貸出残高の積上げや収益機会の獲得におけるシナジー効果の更なる拡大を目指したいと考えております。

本公開買付けの目的は、対象者株式を追加取得し、対象者との関係強化による更なるシナジー効果の実現のためであります。公開買付者は、2025年4月上旬、本公開買付けは、対象者の中長期的な事業機会の更なる拡大に繋がり、対象者との関係をより一層強化しシナジー効果を極大化することで、公開買付者及び対象者双方の企業価値向上に資すると考えるに至りました。

また、対象者株式の追加取得としては、公開買付者から対象者に社外取締役2名を派遣しているという点で、公開買付者が当該社外取締役を経由して対象者のインサイダー情報（法第166条第2項に定める対象者の業務等に関する重要事実を意味します。）を取得し得る地位にあり、当該インサイダー情報を取得した場合には、当該インサイダー情報の内容が公表又は中止されるまで市場内での取得を中止する必要があります（法第166条第1項）、取得できる期間及び当該期間における市場出来高は予測できない以上、取得できる株式数に不確定要素が高いことから、インサイダー情報を有しない時点において、2,195,275株を一度で取得する方法を検討し、対象者の大株主であるNECとSMFLから、対象者株式を取得することについて、2025年4月上旬から具体的な検討を開始しました。

なお、本公開買付けの結果、公開買付者の対象者株式に係る所有割合は最大で43.48%となります。この場合、公開買付者が対象者に対し一定の影響力を有するときには、会計上の規則に従い、対象者が、公開買付者の連結子会社に該当する可能性が生じますが、銀行業を営む公開買付者としては、対象者の子会社が営む事業のうち、不動産事業、発電・売電事業、土地付建物リース等の銀行法業務範囲規制に抵触する事業への影響を勘案しつつ、対象者との資本業務提携関係を強化することによるグループの一体感の醸成と人的交流の活性化による相互理解が進むことで、双方の事業シナジーを極大化できると考えております。そのため、公開買付者は、対象者の自主的な経営を尊重すべく、対象者を公開買付者の連結子会社とはしない方針であり、本公開買付けにおいては対象者が公開買付者の連結子会社とされない範囲で対象者株式を取得します。

対象者は、本公開買付けの終了後も一定の独立性をもった持分法適用関連会社としての対象者の公開買付者における位置付けを変更する予定はなく、引き続き上場会社としての対象者の独立性を確保しつつ対象者の経営体制については現状を維持することを予定していること、本公開買付けの実施後も対象者株式の上場を維持することを企図しているとのことです。

以上から、公開買付者としては、本公開買付けにより公開買付者の対象者株式の所有割合が増加することにより、公開買付者と対象者は互恵関係のあるパートナーとして、これまで以上に、事業の緊密な連携による事業機

会の拡大やリスク管理体制の強化、人材の相互交流等を進めることで、資本関係の強化を図ることで一層の企業価値向上を実現することができると考えております。

また、公開買付者の持つ顧客基盤やストラクチャードファイナンス領域の専門性、地域金融機関との強固なネットワークと、対象者の持つリース・レンタル、ローン、リースバック、流動化ファイナンスなどの多様で柔軟な金融機能を掛け合わせることで、リスクの深度に応じた、シニア性資金（注10）から、劣後性資金（注11）、資本性資金（注12）まで提供可能な体制を構築することができると考えております。

公開買付者が想定する公開買付者と対象者の関係強化によるシナジーは、以下のとおりです。

- (注10) シニア性資金とは、他の債権よりも返済順位が高く、相対的にリスクの低い資金調達手段をいいます。
- (注11) 劣後性資金とは、シニア性資金よりも返済順位が低く、相対的にリスクの高い資金調達手段をいいます。
- (注12) 資本性資金とは、最も返済順位が低く、最もリスクの高い資金調達手段をいいます。

1. リース事業での新たな事業機会を創出すること

対象者は、官公庁、自治体や大企業を主要なお客さまとする強固な事業基盤を有しているとのことであり、ICT（情報通信技術）に関する知見を活かしたさまざまなサービスの提供などに強みを持っているとのことです。公開買付者の子会社である昭和リースは、中堅中小企業を主要なお客さまとして、2019年には神鋼リース株式会社（現新生コベルコリース株式会社）を子会社化し、建設機械、産業工作機械分野の資産を対象としたリース・レンタル等のビジネスの強化、ZEH住宅開発ファンド（注13）やグリーンビル開発ファンド（注14）の組成、不動産（建物）リースの拡大に取り組んできました。対象者と昭和リースは強みが異なる相互補完関係にあり、リース物件の3R（リデュース、リユース、リサイクル）での協業や環境配慮型の不動産金融事業で連携し、循環型社会の実現を通じて、さらなる収益力向上とサステナビリティ経営の推進を加速し、新たな事業機会を創出していきます。

(注13) ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）賃貸マンションの開発を目的としたファンドのことをいい、環境配慮型住宅の普及とカーボンニュートラルの実現を目指す取組みの一環となります。

(注14) 既存のオフィスビルに対する省エネ化工事による環境性能向上を目指すファンドのことをいいます。

2. ストラクチャードファイナンス事業分野での新たな事業機会を創出すること

国内外の案件を獲得する力に長けていると自負している公開買付者のストラクチャードファイナンスチームとの連携により、不動産、M&A、国内外のインフラ、ヘルスケア、再生可能エネルギー向けの投融資事業における連携を強化し、事業機会を創出していきます。特に、公開買付者がシニア性資金を、対象者が劣後性資金や資本性資金を、それぞれのリスク許容度に合わせた柔軟なファイナンス・ストラクチャーを設計し、新たな案件組成に繋げていくことができるパートナーとして、関係性を強化していきます。双方のリスクマネーを活用し広範な資金支援等を通じて、営業活動を推進していきます。

3. 対象者の子会社であるNCSアールイーキャピタル株式会社（以下「NCSアールイーキャピタル」といいます。）の不動産投融資事業及び環境エネルギー事業を強化すること

公開買付者において、不動産開発や再生可能エネルギー事業に係るプロジェクトを推進する企業向けの営業を強化しており、不動産会社や商社等の顧客基盤を活かした案件獲得能力の向上を企図して、公開買付者と対象者の子会社で不動産事業や再生可能エネルギー事業を担うNCSアールイーキャピタルが共同してプロジェクトを推進する企業向けの営業を強化する取組みを検討しております。加えて、データセンター投資や蓄電所プロジェクトへの投融資等、新たなプロジェクトへの投融資の際においても双方の知見やネットワークを活かして新しい活動に繋げていきたいと考えております。

4. 双方が持つ地域金融機関とのネットワークを活用して地方創生に貢献すること

SBIグループでは、SBIグループ、公開買付者及び地域金融機関が持つ機能を三位一体となって活用する「トライアングル戦略（注15）」に基づき、地方創生の具現化に向けて、協働を推進しています。SBIグループの有する金融機能や地域金融機関とのネットワークを最大限活用し、地域経済の復興や地方創生を推進し、さまざまな地域産業における金融ビジネス機会の創出や協調リース組成で、昭和リースとともに中心的役割を担うことも検討していきます。対象者が組成するファンドへの出資やリース債権の譲渡を通じて、地方銀行系列リース子会社に新たな投融資の機会を提供するとともに、投融資のノウハウの移転を図り地域経済の活性化を目指すことを検討していきます。

(注15) SBIグループの経営資源・技術力、公開買付者の金融機能、地域金融機関の地域密着力を三位一体で活用し、地域の課題解決と経済活性化を図る戦略のことをいいます。

なお、公開買付者は、本公開買付けにより公開買付者の所有割合が高まることによるディスシナジーについても検討しましたが、公開買付者は2024年10月から対象者の大株主であるとともに対象者との取引関係も有し、友好的な関係を築いてきているという点で、本公開買付けにより公開買付者の所有割合が高まることにより、対象者や対象者のステークホルダー（対象者の従業員、取引先、既存株主）との関係が悪化する要素は見受けられないことから、ディスシナジーは生じないものと判断しました。

また、NECとSMFLの株式所有割合が低下することによるビジネスの影響も検討しましたが、対象者とNECとの間の本提携契約（NEC）（下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」にて定義しております。）は引き続き維持され取引関係も継続されること、及びSMFLとは従前より経営の関与や人的交流は存在しないことから、ビジネスへの影響は生じないと判断しました。

このような考えを踏まえ、公開買付者は、2025年4月上旬から、対象者株式の一部追加取得について具体的な検討を開始しました。公開買付者は、本公開買付けに関して検討するにあたり、2025年4月中旬、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を選任し、2025年4月24日、対象者に対し、対象者株式の一部追加取得に向けた検討及び協議を開始したい旨を通知いたしました。

公開買付者は、2024年10月2日に応募合意株主から対象者株式を取得した際の株価を基準に、応募合意株主が所有する対象者株式を追加取得することを目的とするところ、①応募合意株主以外の対象者の株主が本公開買付けに応募する可能性や、②応募合意株主以外の対象者の株主が応募する場合の応募株式数を低下させるためには、本公開買付けの公表日に近接する特定の期間（以下「本参照期間」といいます。）の市場株価から一定のディスカウントをした価格を前提に交渉を進めることが望ましいと考え、2025年4月21日にNEC宛て、2025年4月24日にSMFL宛てに、対象者株式の取得について協議を開始したい旨を通知しました。その際、公開買付者から応募合意株主に対して、公開買付者と対象者との事業連携が進んでおり、さらに事業連携を加速させるために対象者株式の追加取得について検討したいこと、NECとSMFLとの間で、それぞれ公開買付応募契約を締結し対象者株式を買い付けることを想定しているため、本公開買付価格は市場株価又は市場株価から一定程度のディスカウントを想定していることを伝達しました。公開買付者は、NECとの間では2025年4月21日付で協議を行い、本公開買付価格の考え方として、一定期間の平均株価という平準化された値を採用するほうが一時的な株価変動による影響を抑えることができることから、対象者株式の一定期間の市場株価の平均値をベースに本公開買付価格を協議することが望ましいという考えのもとに、本参照期間として本公開買付けの公表日を基準として、公表日前営業日までの終値1ヶ月間平均値、同日までの終値3ヶ月間平均値、及び同日までの終値6ヶ月間平均値をベースに本公開買付価格を協議したい旨を伝えNECと協議しました。また、公開買付者は、NECに対し、本公開買付価格及び買付予定数の上限について2025年5月23日までに合意したい旨を伝え交渉を開始しました。また、公開買付者は、SMFLとの間では2025年4月24日付で協議を行い、SMFLから、対象者株式の市場株価をベースに本公開買付価格を協議したいとの回答を得、それに対し、対象者株式の時価の考え方として、一定期間の平均株価という平準化された値を採用するほうが一時的な株価変動による影響を抑えることができることから、対象者株式の一定期間の市場株価の平均値をベースに本公開買付価格を協議することが望ましいという考えのもとに、本参照期間として本公開買付けの公表日を基準として、公表日前営業日までの終値1ヶ月間平均値、同日までの終値3ヶ月間平均値、及び同日までの終値6ヶ月間平均値をベースに本公開買付価格を協議したい旨を伝えSMFLと協議しました。また、公開買付者は、SMFLに対し、本公開買付価格及び買付予定数の上限について2025年5月23日までに合意したい旨を伝え交渉を開始しました。

その後、本公開買付価格については、本公開買付けは応募合意株主が所有する対象者株式の取得を目的とすることに鑑み本参照期間の市場株価から一定のディスカウントをした価格を前提に交渉を進めることが望ましいと考え、公開買付者は、SMFLとの2025年5月1日の協議において、SMFLに対し、本参照期間として、本公開買付けの公表日を基準として、公表日前営業日の終値、同日までの終値1ヶ月間平均値、同日までの終値3ヶ月間平均値、及び同日までの終値6ヶ月間平均値を参考とし、2025年4月30日時点においては同日までの終値1ヶ月間平均値3,677円、同日までの終値3ヶ月間平均値3,816円、及び同日までの終値6ヶ月間平均値3,807円であることから、本公開買付価格を3,700円から3,800円のレンジで検討したい考えを伝えました。それに対し、SMFLからは、2024年10月2日の取引価格3,750円を下回ることにはできないとの考えが示されました。その後、SMFLとの2025年5月7日の協議において、SMFLより、具体的な平均値は示されませんが直近までの終値1ヶ月間平均値、直近までの終値3ヶ月間平均値、及び直近までの終値6ヶ月間平均値とともに、直近の市場株価を勘案して、本公開買付価格は3,750円から3,850円のレンジで協議したい考えを示されました。また、公開買付者は、NECとの2025年5月8日の協議において、NECに対し、本参照期間として、本公開買付けの公表日を基準日と

して、公表日前営業日の終値、同日までの終値1ヶ月間平均値、同日までの終値3ヶ月間平均値、及び同日までの終値6ヶ月間平均値を参考とし、2025年4月30日時点においては同日までの終値1ヶ月間平均値3,677円、同日までの終値3ヶ月間平均値3,816円、及び同日までの終値6ヶ月間平均値3,807円であることから、本公開買付価格を3,700円から3,800円のレンジで検討したい考えを伝えました。それに対し、NECからは、2024年10月2日の取引価格3,750円を下回ることはできないとの考えが示されました。その後、2025年5月12日に、公開買付者より応募合意株主に対して、ディスカウント率の考え方について、2019年以降に実施された発行者以外の者による公開買付事例のうち、株式所有割合が3分の1を超える公開買付事例3件を参考に、公開買付者としては約4%がディスカウント率の目安になるとの考え方を伝えました。その後、NECとの2025年5月14日の協議において、NECより、具体的な平均値は示されませんでした。直近までの終値1ヶ月間平均値、直近までの終値3ヶ月間平均値、及び直近までの終値6ヶ月間平均値を踏まえて本公開買付価格は3,750円から3,850円のレンジをベースにその後の市場株価を踏まえて協議したいとの意向が示されました。また、SMFLとの2025年5月14日の協議において、SMFLより、具体的な平均値は示されませんでした。改めて直近までの終値1ヶ月間平均値、直近までの終値3ヶ月間平均値、及び直近までの終値6ヶ月間平均値を踏まえて本公開買付価格は3,750円から3,850円のレンジをベースにその後の市場株価を踏まえて協議したいとの意向が示されました。応募合意株主から提示のあった3,750円から3,850円のレンジは、2025年5月14日における、同日までの終値1ヶ月間平均値3,870円、同日までの終値3ヶ月間平均値3,843円、及び同日までの終値6ヶ月間平均値3,821円に収まる水準であることから、公開買付者は3,750円から3,850円のレンジで本公開買付価格を検討することとしました。その後、本公開買付けの公表日前営業日である2025年5月23日に、同日の終値が3,785円であり、同日までの終値1ヶ月間平均値3,889円、同日までの終値3ヶ月間平均値3,832円、及び同日までの終値6ヶ月間平均値3,824円であることから、本公開買付価格を3,750円とすることを応募合意株主と合意しました。

上記の経緯を経て、公開買付者は2025年5月26日、本公開買付けを実施することを決定しました。

本応募契約（NEC）及び本応募契約（SMFL）の概要については、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由は以下のとおりとのことです。

対象者は、2025年4月24日に公開買付者より、対象者との資本関係を強化し、上記「① 公開買付者が本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のシナジー効果を実現するため、公開買付けの方法により応募合意株主から取得予定株式を取得する旨の初期的提案を受け、同日、公開買付者に対して、本公開買付けの賛否につき真摯に検討する旨の回答を行ったとのことです。

そして、2025年5月7日に、本公開買付けに関して、対象者、公開買付者及び応募合意株主から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任し、それ以降、TMI総合法律事務所の助言を受けながら、本公開買付けに対象者として賛同することの是非について協議検討を継続してきたとのことです。

対象者は、2024年10月2日付で本業務提携契約を締結して以降、対象者及び公開買付者はシナジー効果を追求すべく、双方メンバーによる定期的な協議会を開催し、意見交換を行ってきたとのことです。その結果、対象者は、公開買付者及び昭和リースとの間で様々な連携を進めるに至っているとのことです。具体的には、(i)リース事業及びストラクチャードファイナンス事業分野（LB0ファイナンス等）における新たな事業機会の創出、(ii)対象者の完全子会社であるNCSアールイーキャピタルの不動産投融資、再生可能エネルギー事業の更なる強化や地域金融機関との連携の促進を実現し、その結果として、本業務提携契約締結から2025年3月までの間に、公開買付者及び昭和リースより、累計900億円規模の案件紹介を受けるに至っており、営業資産残高の積上げにつながっているとのことです。また、今後においては、これらに加えて対象者のICT機器（注1）のITAM（注2）及びPC-LCMサービス（注3）を公開買付者グループの顧客に活用いただくことにより、さらに売上高の増加につなげることを想定しているとのことです。

（注1） ICT機器とは、ハードウェア、ソフトウェア、ライセンス等を指すとのことです。

（注2） ITAMとは、IT Asset Management（IT資産管理）を指すとのことです。

（注3） PC-LCMサービスとは、機器の調達から、運用・管理までIT機器をワンストップで提供するサービスを指すとのことです。

上記のとおり、本業務提携契約を締結して以降、公開買付者グループとの連携によって一定のシナジーが創出されているとのことです。公開買付者から本公開買付けに関する初期的提案を受けた際に、公開買付者が対象者株式を追加取得することにより、更なるシナジー効果が実現される旨説明を受け、対象者としても、企業価値向上の実現可能性について協議・検討を重ねましたが、本公開買付けの実施により、公開買付者が所有する対象者株式数が増加することによって、公開買付者と対象者との連携がさらに強化され、また、公開買付者は、本業

務提携契約により生じるシナジーをより享受することができるようになるため、公開買付者が対象者とのシナジーの創出についてこれまで以上に尽力することが想定されると認識するに至ったとのことです。

一方で、対象者は、公開買付者が対象者株式の全てを取得し、公開買付者の完全子会社となる選択肢の適否、及び応募合意株主がその所有する対象者株式の一部を売却することにより生じ得るデメリットについても検討したとのことです。まず、公開買付者の完全子会社になる選択肢の適否に関しては、対象者が公開買付者の完全子会社となる場合には、対象者は銀行法による子会社の業務範囲規制の適用を受けることになり、今後発展が見込まれる不動産関連事業及び発電事業等を行うことができなくなる点でデメリットが大きいと考えているとのことです。また、応募合意株主がその所有する対象者株式の一部を売却することによるデメリットについて、対象者は応募合意株主であるNECのリース事業を行う会社として創業し、2024年10月2日に公開買付者がNECから対象者株式を取得し、対象者の筆頭株主となるまでの間は、NECが対象者の筆頭株主となっており、NECとその関係会社からなるNECグループとの取引によって対象者の収益の多くを占めるものとなっていたとのことです。対象者は、当該株主の異動に際して2024年7月12日にNECとの間で「業務提携契約」（以下「本提携契約（NEC）」といいます。）を締結し、筆頭株主が公開買付者となった後も、継続して提携して事業を行っていくことを合意し、現在においても、重要な提携先として位置付けているとのことです。

今般、公開買付者から本公開買付けの打診を受けた後、2025年5月14日に、対象者とNECとの間で協議を行い、その際にNECが本公開買付けに応募し、対象者株式の一部を売却された後においても引き続き本提携契約（NEC）を維持し、対象者との関係や取引を継続する意向であることを確認しているため、NECが対象者株式の一部を売却することによるデメリットはないと考えているとのことです。

SMFLについては、従前より経営の関与や人的交流は存在しないため、その所有する対象者株式の一部売却によって生じるデメリットはないと考えているとのことです。

対象者は、以上の検討を踏まえ、本公開買付けの実施は、対象者の企業価値向上に資するものと判断し、2025年5月26日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。

また、(i)本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も対象者株式の東京証券取引所プライム市場における上場が維持される予定であること、及び(ii)本公開買付け価格（3,750円）は公開買付者と応募合意株主との協議・交渉の結果等を踏まえ決定され、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年5月23日の対象者株式の終値3,785円に対して0.92%ディスカウントした価格であるという点において、対象者株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることに十分に合理性が認められることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性については対象者としての判断を留保し、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。

上記取締役会決議の詳細については、下記「(5) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

③ 本公開買付け成立後の経営方針

公開買付者は、本公開買付け後、上記「① 公開買付者が本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のシナジー効果の実現に向けて対象者との関係強化を目指す意向であり、公開買付者と対象者間の既存の取引関係を変更する予定はありません。なお、本書提出日時点において公開買付者は対象者に取締役2名（牧角司氏及び對間康二郎氏）を派遣しておりますが、本公開買付けが成立した場合に、公開買付者が派遣する取締役の員数を変更することは本書提出日現在で予定しておりません。

また、応募合意株主であるNECによれば、本公開買付け後、応募合意株主と対象者間の既存の取引関係を変更する予定はないとのことです。

なお、公開買付者は本公開買付け後、対象者取締役会において過半数を占めることとなる人数の取締役を派遣する予定はなく、公開買付者及び応募合意株主から派遣されている取締役以外の対象者の取締役を変更する予定はありません。

(3) 本公開買付け成立後の株券等の追加取得の予定

公開買付者は本書提出日現在、本公開買付け後に対象者株式を追加取得する予定はありません。

(4) 上場廃止となる見込みの有無及びその事由

対象者株式は、本書提出現在、東京証券取引所プライム市場に上場されております。本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は買付予定数の上限を設定の上、本公開買付けを実施し、本公開買付け後、公開買付者が所有する対象者株式の数は9,367,553株（所有割合：43.48%）にとどまる予定です。したがって、本公開買付け成立後も、対象者株式は、引き続き東京証券取引所プライム市場における上場が維持される予定です。

なお、(i)本書提出日時点において応募合意株主は主要株主であるという基準でその所有する株式が流通株式と

みなされていないため、公開買付者が応募合意株主から対象者株式を追加取得したとしても、流通株式比率は低下しないこと、(ii)本公開買付価格(3,750円)は本公開買付けの公表日の前営業日である2025年5月23日の対象者株式の終値3,785円に対して0.92%、同日までの終値1ヶ月間平均値3,889円に対し3.59%、同日までの終値3ヶ月間平均値3,832円に対し2.14%、及び同日までの終値6ヶ月間平均値3,824円に対し1.92%ディスカウントした価格であるという点において、その所有する対象者株式が流通株式とみなされる株主から応募がなされる可能性は極めて低いと考えられることから、本公開買付けが成立することにより対象者の流通株式比率又は流通株式時価総額が東京証券取引所プライム市場の上場維持基準に抵触する可能性は極めて低いものと考えております。

対象者プレスリリースによれば、対象者の2025年3月末日時点の流通株式比率(注1)が35.8%であるところ、対象者の流通株式(注2)が本公開買付けに応募された場合、対象者の流通株式数が減少し、東京証券取引所の定める東京証券取引所プライム市場の上場維持基準のうち、流通株式比率に係る閾値である35%以上に適合していない状態となる可能性があるとのことです。万が一、本公開買付けにより、上場維持基準に適合しない状態となった場合には、本公開買付け後の具体的な株主構成や流通株式数等の状況も踏まえて、公開買付者と協議し、対象者株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定であるとのことです。

(注1) 「流通株式比率」とは、流通株式の数を、自己株式を含む上場株券等の数により除した値を指すとのことです。

(注2) 「流通株式」とは、上場有価証券のうち、直前の基準日等現在における上場株式数から、東京証券取引所が定める流通性の乏しい株券等(上場株式数の10%以上を所有する者又は組合等、上場会社、役員等(上場会社の役員、上場会社の役員の配偶者及び二親等内の血族、これらの者により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、並びに、上場会社の関係会社及びその役員を指します。))国内の普通銀行、保険会社及び事業法人等が所有する株式を指します。)を除いた有価証券を指すとのことです。

(5) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

対象者プレスリリースによれば、対象者による本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置は以下のとおりとのことです。

本書提出日現在、対象者は、公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しないとのことです。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けは、いわゆるマネジメントバイアウトにも該当しないとのことです。もっとも、公開買付者は対象者株式を7,172,278株(所有割合:33.29%)所有しており、対象者の筆頭株主である主要株主及びその他の関係会社に該当することを考慮し、本公開買付けに係る審議及び意思決定に慎重を期し、本公開買付けの公正性を担保し、また、利益相反のおそれを回避するため、以下の措置を講じているとのことです。

なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するため、公開買付者、対象者及び応募合意株主から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任し、同法律事務所から本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点に関する法的助言を受けているとのことです。なお、TMI総合法律事務所は、公開買付者、対象者及び応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。また、TMI総合法律事務所の報酬は、時間単位の報酬のみとしており、本公開買付けの成立等を条件とする成功報酬は採用していないとのことです。

② 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、TMI総合法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025年5月26日開催の対象者取締役会において、対象者の取締役10名のうち、利害関係を有しない7名全員が審議及び決議に参加し、全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び本公開買付価格が公開買付者と応募合意株主との交渉により合意・決定されたものであることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については対象者としての判断を留保し、本公開買付けに応募するか否かは、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者の取締役である牧角司氏及び對間康二郎氏は、公開買付者の従業員を兼職していること、平野昇一氏は、公開買付者の出身者であり、公開買付者を退職してから6ヶ月以内であることから、対象者の意思決定における公正性を担保し、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する議案について、その審議

及び決議に参加していないとのことです。

また、対象者の取締役である菅沼正明氏及び木崎雅満氏は、応募合意株主であるNECの出身者であるものの、菅沼正明氏は、2022年3月に同社を退職し、木崎雅満氏は、2022年3月に同社を退職して以降、現在に至るまでNECの役職員ではなく、同社から指示等を受けるような立場及び関係性もないことから、菅沼正明氏及び木崎雅満氏が同社の出身者であること自体は利益相反のおそれを生じさせる事情には当たらないと判断しているとのことです。

また、上記取締役会には、公開買付者の従業員を兼職している伊東敏之氏及び赤塚大氏、並びに公開買付者の出身者であり、公開買付者を退職してから6ヶ月以内である清谷清弘氏を除く監査役1名（小泉吉之氏）が出席し、対象者取締役会における上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(6) 本公開買付けに関する重要な合意

① 本応募契約（NEC）

公開買付者は、NEC（所有株式数：3,795,888株、所有割合：17.62%）との間で、その所有する対象者株式の全部である応募予定株式（NEC）を本公開買付けに応募する旨を書面により合意しております。NECとの間の本応募契約（NEC）の概要は以下のとおりです。

a) 本応募契約（NEC）においては、NECによる応募の前提条件として、(i)本公開買付けが本応募契約（NEC）の規定に従って開始され、その後に撤回されていないこと、(ii)対象者の取締役会において、本公開買付けに反対する旨の意見表明に係る決議がなされていないこと、(iii)本公開買付け又はNECによる本公開買付けへの応募を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、その具体的なおそれがないこと、(iv)本応募契約（NEC）の締結日、本公開買付けの開始日及び本公開買付けに係る決済の開始日において公開買付者の表明及び保証（注1）が重要な点において全て真実かつ正確であること、(v)公開買付者が本応募契約（NEC）に基づき本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務を、重要な点において全て履行し、かつ遵守していること、(vi)公開買付者が、対象者から、対象者に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいいます。以下同じです。）で対象者が公表（法第166条第4項に定める意味を有するものとします。）していないものが存在しない旨の確認が得られたことについてNECに通知していることが規定されています。但し、NECは、その任意の裁量により、当該前提条件を放棄することができるものとされています。

（注1） 本応募契約（NEC）において、公開買付者は、(a)存続及び権限、(b)本応募契約（NEC）の締結及び履行、(c)授權・執行可能性、(d)許認可等の取得、(e)法令等との抵触の不存在、(f)資金、(g)反社会的勢力との関係等の不存在、及び(h)倒産手続等の不存在について表明及び保証を行っております。

b) 本応募契約（NEC）の締結日から公開買付期間の満了日の10営業日前の日（以下「対抗買付開始期限日」といいます。）までに公開買付者以外の者（但し、対象者の事業運営に必要な資金を提供する資金を有さず、又は対象者が将来にわたって持続的な成長を遂げることに有益な貢献を果たすものではないと合理的に判断される者を除きます。）から本公開買付価格を上回る金額に相当する買付価格（以下「対抗買付価格（NEC）」といいます。）にて買付予定数の上限（2,195,275株）以上の数の対象者株式を取得する公開買付け（以下「対抗買付け（NEC）」といいます。）が開始された場合、NECは、本応募契約（NEC）に定める自らの義務の違反がない場合に限り、公開買付者に対して、本公開買付価格の変更について協議を要請することができるものとされています。この場合、公開買付者が当該要請の日から起算して5営業日を経過する日又は公開買付期間の満了日の前営業日のいずれか早い方の日までに本公開買付価格を対抗買付価格（NEC）を上回る金額に変更せず、かつ、対抗買付け（NEC）に応募せず、NECによる本公開買付けへの応募により成立した応募予定株式（NEC）に係る契約を解除しないことがNECの取締役又は執行役の善管注意義務違反に該当し、又は該当するおそれがあるときには、NECは、応募予定株式（NEC）について対抗買付け（NEC）に応募することができるものとされています。

c) NECは、本応募契約（NEC）の締結日から、本公開買付けに係る決済の開始日までの間、応募予定株式（NEC）の取得又は譲渡、移転、承継、担保提供その他の処分を行わないものとされています。

d) NECは、本応募契約（NEC）の締結日から、公開買付期間の満了日までの間、本応募契約（NEC）の定めに基づいて対抗買付け（NEC）に応募する場合を除き、(i)本公開買付けと実質的に矛盾、抵触若しくは競合し、又は本公開買付けの実行を困難にする具体的なおそれのある取引（応募予定株式（NEC）の全部若しくは一部に係る譲渡、担保の設定若しくは提供又は処分（本公開買付け以外の公開買付けに応募すること

を含みます。)及び対象者株式等の取得を含みます。以下「競合取引」といいます。)並びに競合取引に関連する合意を行ってはならず、また、直接又は間接を問わず、(ii)公開買付者以外の者に対し、競合取引に関連して対象会社グループに関する情報その他の情報を提供してはならず、かつ、(iii)競合取引の申込み若しくは申込みの勧誘又は競合取引に関するいかなる協議若しくは交渉も行ってはならないものとされています(但し、NECがかかる定め違反することなく公開買付者以外の第三者から競合取引の提案を受けた場合において、NECが当該提案について対抗買付開始期限日までに対抗買付け(NEC)が開始されることが合理的に見込まれる真摯な提案であると認める場合はこの限りでない)とされています。NECは、本応募契約(NEC)の締結日から公開買付期間の満了日までの間、公開買付者以外の者から競合取引に係る提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合、速やかに、公開買付者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知し、対応について誠実に協議するものとされています。)

e) NECは、本応募契約(NEC)の締結日から、公開買付期間の満了日までの間、公開買付者の同意なく、対象者の株主総会の招集請求又は株主総会決議事項に係る議決権行使(2025年6月に開催予定の対象者の定時株主総会決議事項に係る議決権行使を除きます。)を行ってはならないものとされています。

f) NECは、本公開買付けに係る決済の開始日前の日を権利行使の基準日とし、本公開買付けに係る決済の開始日後の日に対象者の株主総会が開催される場合は、応募予定株式(NEC)に係る議決権その他株主としての権利の行使を、公開買付者の指示に従って行うものとされています。

g) 本応募契約(NEC)においては、(I)契約終了事由として、(i)NEC及び公開買付者が書面により本応募契約(NEC)の終了を合意した場合、(ii)公開買付者が法その他適用ある法令等に従い本公開買付けを撤回した場合、並びに(iii)NECが応募予定株式(NEC)について対抗買付け(NEC)に応募する旨を公開買付者に対して書面により通知した場合が規定されており、また、(II)本公開買付けの開始前における契約解除事由として、(i)相手方について、本応募契約(NEC)に基づく表明及び保証(注2)に、重要な点において違反があることが判明した場合、又は、本応募契約(NEC)に基づき本公開買付の開始日までに履行又は遵守すべき義務に、重要な点において違反があることが判明した場合、(ii)相手方について、倒産手続等が開始され又はその申立てがなされた場合、並びに(iii)本公開買付けが、2025年6月10日までに行われぬ場合(但し、自らの責に帰すべき事由による場合を除きます。)が規定されています。

(注2) 本応募契約(NEC)において、NECは、(a)存続及び権限、(b)本応募契約(NEC)の締結及び履行、(c)授権・執行可能性、(d)許認可等の取得、(e)法令等との抵触の不存在、(f)株式の所有、(g)反社会的勢力との関係等の不存在、及び(h)倒産手続等の不存在について表明及び保証を行っております。

② 本応募契約(SMFL)

公開買付者は、SMFL(所有株式数:2,514,834株、所有割合:11.67%)との間で、その所有する対象者株式の全部である応募予定株式(SMFL)を本公開買付けに応募する旨を書面により合意しております。SMFLとの間の本応募契約(SMFL)の概要は以下のとおりです。

a) 本応募契約(SMFL)においては、SMFLによる応募の前提条件として、(i)本公開買付けが本応募契約(SMFL)の規定に従って開始され、その後に撤回されていないこと、(ii)対象者の取締役会において、本公開買付けに反対する旨の意見表明に係る決議がなされていないこと、(iii)本公開買付け又はSMFLによる本公開買付けへの応募を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、その具体的なおそれがないこと、(iv)本応募契約(SMFL)の締結日、本公開買付けの開始日及び本公開買付けに係る決済の開始日において公開買付者の表明及び保証(注1)が重要な点において全て真実かつ正確であること、(v)公開買付者が本応募契約(SMFL)に基づき本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務を、重要な点において全て履行し、かつ遵守していること、(vi)SMFLが知っている、対象者に係る業務等に関する重要事実並びに対象者の株券等の公開買付け等の中止に関する事実(法第167条第2項に定めるものをいいます。)で対象者が公表(法第166条第4項又は法第167条第4項に定める意味を有するものとします。)していないものが存在しないことが規定されています。但し、SMFLは、その任意の裁量により、当該前提条件を放棄することができるものとされています。

(注1) 本応募契約(SMFL)において、公開買付者は、(a)存続及び権限、(b)本応募契約(SMFL)の締結及び履行、(c)授権・執行可能性、(d)許認可等の取得、(e)法令等との抵触の不存在、(f)資金、(g)反社会的勢力との関係等の不存在、及び(h)倒産手続等の不存在について表明及び保証を行っております。

- b) 本応募契約 (SMFL) の締結日から公開買付期間の満了日までに公開買付者以外の者から本公開買付価格を上回る金額に相当する買付価格 (金銭、株式その他種類を問いません。以下「対抗買付価格 (SMFL)」といいます。) にて買付予定数の上限 (2,195,275株) 以上の数の対象者株式を取得する公開買付け (以下「対抗買付け (SMFL)」といいます。) が開始された場合、SMFLは、本応募契約 (SMFL) に定めるSMFLの義務の違反がない場合に限り、公開買付者に対して、本公開買付価格の変更について協議を要請することができるものとされています。この場合、公開買付者が当該要請の日から起算して5営業日を経過する日又は公開買付期間の満了日の前営業日のいずれか早い方の日までに本公開買付価格を対抗買付価格 (SMFL) を上回る金額に変更せず、かつ、対象者の取締役会において、当該対抗買付け (SMFL) に反対する旨の意見表明に係る決議が行われなるときには、本応募契約 (SMFL) の他の条項にかかわらず、SMFLは、損害賠償、違約金その他名目を問わず何らの金銭の支払いをすることなく、またその他何らの義務、負担又は条件を課されることなく、本公開買付けに応募せず、又はSMFLによる本公開買付けへの応募を撤回し、若しくはSMFLによる本公開買付けへの応募の結果成立した応募予定株式 (SMFL) の買付けに係る契約を解除し、応募予定株式 (SMFL) について対抗買付け (SMFL) に応募することができるものとされています。
- c) SMFLは、本応募契約 (SMFL) の締結日から、本公開買付けに係る決済の開始日までの間、応募予定株式 (SMFL) の取得又は譲渡、移転、承継、担保提供その他の処分を行わないものとされています。
- d) SMFLは、本応募契約 (SMFL) の締結日から、公開買付期間の満了日までの間、(i)競合取引並びに競合取引に関連する合意を行ってはならず、また、直接又は間接を問わず、(ii)公開買付者以外の者に対し、競合取引に関連して対象会社グループに関する情報その他の情報を提供してはならず、かつ、(iii)競合取引の申込み若しくは申込みの勧誘又は競合取引に関するいかなる協議若しくは交渉も行ってはならないものとされています (但し、SMFLがかかる定め違反することなく公開買付者以外の第三者から競合取引の提案を受けた場合において、SMFLが当該提案について対抗買付け (SMFL) が開始されることが合理的に見込まれる真摯な提案であると認める場合はこの限りでないとされています。SMFLは、本応募契約 (SMFL) の締結日から公開買付期間の満了日までの間、公開買付者以外の者から競合取引に係る提案を受け、又はかかる提案が存在するを知った場合、速やかに、公開買付者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知し、対応について誠実に協議するものとされています。)
- e) SMFLは、本応募契約 (SMFL) の締結日から、公開買付期間の満了日までの間、公開買付者の同意なく、対象者の株主総会の招集請求についての協議を行ってはならないものとされています。
- f) SMFLは、本公開買付けに係る決済の開始日前の日を権利行使の基準日とし、本公開買付けに係る決済の開始日後の日に対象者の株主総会が開催される場合は、応募予定株式 (SMFL) に係る議決権その他株主としての権利の行使を、公開買付者の指示に従って行うものとされています。
- g) 本応募契約 (SMFL) においては、(I)契約終了事由として、(i)SMFL及び公開買付者が書面により本応募契約 (SMFL) の終了を合意した場合、(ii)公開買付者が法その他適用ある法令等に従い本公開買付けを撤回した場合、並びに(iii)SMFLが応募予定株式 (SMFL) について対抗買付け (SMFL) に応募する旨を公開買付者に対して書面により通知した場合が規定されており、また、(II)本公開買付けの開始前における契約解除事由として、(i)相手方について、本応募契約 (SMFL) に基づく表明及び保証 (注2) に、重要な点において違反があることが判明した場合、又は、本応募契約 (SMFL) に基づき本公開買付の開始日までに履行又は遵守すべき義務に、重要な点において違反があることが判明した場合、(ii)相手方について、倒産手続等が開始され又はその申立てがなされた場合、(iii)本公開買付けが、2025年6月10日までに行われないう場合 (但し、自らの責に帰すべき事由による場合を除きます。)、並びに(iv)相手方について、自ら又はその役員若しくは第三者を利用して、①暴力的な要求行為、②法的な責任を超えた不当な要求行為、③相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、⑤その他これらに準ずる行為に該当する行為を行ったことが判明した場合が規定されています。

(注2) 本応募契約 (SMFL) において、SMFLは、(a)存続及び権限、(b)本応募契約 (SMFL) の締結及び履行、(c)授権・執行可能性、(d)許認可等の取得、(e)法令等との抵触の不存在、(f)株式の所有、(g)反社会的勢力との関係等の不存在、及び(h)倒産手続等の不存在について表明及び保証を行っております。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2025年5月27日（火曜日）から2025年6月23日（月曜日）まで（20営業日）
公告日	2025年5月27日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2025年7月7日（月曜日）までとなります。

③ 【期間延長の確認連絡先】

確認連絡先 株式会社SBI新生銀行
東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
03-6880-7000
グループ財務管理部統轄次長 平山 實
確認受付時間 平日 9時から17時まで

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、金3,750円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付けの目的が応募合意株主から取得予定株式を取得することであるため、本公開買付け価格については、公開買付者と応募合意株主が合意できる価格をもって決定する方針としました。2024年10月2日に応募合意株主から対象者株式を取得した際の株価3,750円を基準に、一定期間の平均株価という平準化された値を採用するほうが一時的な株価変動による影響を抑えることができることから、対象者株式の一定期間の市場株価の平均値をベースに本公開買付け価格を協議することが望ましいという考えのもと、SMFLとの2025年5月1日の協議において、SMFLに対し、本参照期間として、本公開買付けの公表日を基準として、公表日前営業日の終値、同日までの終値1ヶ月間平均値、同日までの終値3ヶ月間平均値、及び同日までの終値6ヶ月間平均値を参考とし、2025年4月30日時点においては同日までの終値1ヶ月間平均値3,677円、同日までの終値3ヶ月間平均値3,816円、及び同日までの終値6ヶ月間平均値3,807円であることから、本公開買付け価格を3,700円から3,800円のレンジで検討したい考えを伝えました。それに対し、SMFLからは2024年10月2日の取引価格3,750円を下回ることにはできないとの考えが示されました。その後、SMFLとの2025年5月7日の協議において、SMFLより、具体的な平均値は示されませんでしたでしたが直近までの終値1ヶ月間平均値、直近までの終値3ヶ月間平均値、及び直近までの終値6ヶ月間平均値とともに、直近の市場株価を勘案して、本公開買付け価格は3,750円から3,850円のレンジで協議したい考えを示されました。また、公開買付者は、NECとの2025年5月8日の協議において、NECに対し、本参照期間として、本公開買付けの公表日を基準として、公表日前営業日の終値、同日までの終値1ヶ月間平均値、同日までの終値3ヶ月間平均値、及び同日までの終値6ヶ月間平均値を参考とし、2025年4月30日時点においては同日までの終値1ヶ月間平均値3,677円、同日までの終値3ヶ月間平均値3,816円、及び同日までの終値6ヶ月間平均値3,807円であることから、本公開買付け価格を3,700円から3,800円のレンジで検討したい考えを伝えました。それに対し、NECからは、2024年10月2日の取引価格3,750円を下回ることにはできないとの考えが示されました。その後、2025年5月12日に、公開買付者より応募合意株主に対して、ディスカウント率の考え方について、2019年以降に実施された発行者以外の者による公開買付け事例のうち、株式所有割合が3分の1を超える公開買付け事例3件を参考に、公開買付者としては約4%がディスカウント率の目安になるとの考え方を伝えました。その後、NECとの2025年5月14日の協議において、NECより、具体的な平均値は示されませんでしたでしたが直近までの終値1ヶ月間平均値、直近までの終値3ヶ月間平均値、及び直近までの終値6ヶ月間平均値を踏まえて本公開買付け価格は3,750円から3,850円のレンジをベースにその後の市場株価を踏まえて協議したいとの意向が示されました。また、SMFLとの2025年5月14日の協議において、SMFLより、具体的な平均値は示されませんでしたでしたが改めて直近までの終値1ヶ月間平均値、直近までの終値3ヶ月間平均値、及び直近までの終値6ヶ月間平均値を踏まえて本公開買付け価格は3,750円から3,850円のレンジをベースにその後の市場株価を踏まえて協議したいとの意向が示されました。応募合意株主から提示のあった3,750円から3,850円のレンジは、2025年5月14日における、同日までの終値1ヶ月間平均値3,870円、同日までの終値3ヶ月間平均値3,843円、及び同日までの終値6ヶ月間平均値3,821円に収まる水準であることから、公開買付者は3,750円から3,850円のレンジで本公開買付け価格を検討することとしました。</p> <p>その後、本公開買付けの公表日前営業日である2025年5月23日に、同日までの終値1ヶ月間平均値3,889円、同日までの終値3ヶ月間平均値3,832円、及び同日までの終値6ヶ月間平均値3,824円であることから、本公開買付け価格を3,750円とすることを応募合意株主と合意しました。</p>

	<p>なお、本公開買付価格3,750円は本公開買付けの公表日前営業日の終値3,785円に対し0.92%、同日までの終値1ヶ月間平均値3,889円に対し3.59%、同日までの終値3ヶ月間平均値3,832円に対し2.14%、及び同日までの終値6ヶ月間平均値3,824円に対し1.92%ディスカウントした価格となります。また、本公開買付価格3,750円は、本書提出日の前営業日である2025年5月26日の終値3,815円に対し1.70%ディスカウントした価格となります。公開買付者と応募合意株主が合意した価格を本公開買付価格とすることとしたため、公開買付者は、第三者算定期間の対象者株式に係る算定書及びフェアネス・オピニオンを取得していません。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>公開買付者は、本公開買付けの目的が応募合意株主から取得予定株式を取得することであるため、本公開買付価格については、公開買付者と応募合意株主が合意できる価格をもって決定する方針としました。2024年10月2日に応募合意株主から対象者株式を取得した際の株価3,750円を基準に、一定期間の平均株価という平準化された値を採用するほうが一時的な株価変動による影響を抑えることができることから、対象者株式の一定期間の市場株価の平均値をベースに本公開買付価格を協議することが望ましいという考えのもと、SMFLとの2025年5月1日の協議において、SMFLに対し、本参照期間として、本公開買付けの公表日を基準として、公表日前営業日の終値、同日までの終値1ヶ月間平均値、同日までの終値3ヶ月間平均値、及び同日までの終値6ヶ月間平均値を参考とし、2025年4月30日時点においては同日までの終値1ヶ月間平均値3,677円、同日までの終値3ヶ月間平均値3,816円、及び同日までの終値6ヶ月間平均値3,807円であることから、本公開買付価格を3,700円から3,800円のレンジで検討したい考えを伝えました。それに対し、SMFLからは2024年10月2日の取引価格3,750円を下回ることにはできないとの考えが示されました。その後、SMFLとの2025年5月7日の協議において、SMFLより、具体的な平均値は示されませんでした。直近までの終値1ヶ月間平均値、直近までの終値3ヶ月間平均値、及び直近までの終値6ヶ月間平均値とともに、直近の市場株価を勘案して、本公開買付価格は3,750円から3,850円のレンジで協議したい考えを示されました。また、公開買付者は、NECとの2025年5月8日の協議において、NECに対し、本参照期間として、本公開買付けの公表日を基準として、公表日前営業日の終値、同日までの終値1ヶ月間平均値、同日までの終値3ヶ月間平均値、及び同日までの終値6ヶ月間平均値を参考とし、2025年4月30日時点においては同日までの終値1ヶ月間平均値3,677円、同日までの終値3ヶ月間平均値3,816円、及び同日までの終値6ヶ月間平均値3,807円であることから、本公開買付価格を3,700円から3,800円のレンジで検討したい考えを伝えました。それに対し、NECからは、2024年10月2日の取引価格3,750円を下回ることにはできないとの考えが示されました。その後、2025年5月12日に、公開買付者より応募合意株主に対して、ディスカウント率の考え方について、2019年以降に実施された発行者以外の者による公開買付事例のうち、株式所有割合が3分の1を超える公開買付事例3件を参考に、公開買付者としては約4%がディスカウント率の目安になるとの考え方を伝えました。その後、NECとの2025年5月14日の協議において、NECより、具体的な平均値は示されませんでした。直近までの終値1ヶ月間平均値、直近までの終値3ヶ月間平均値、及び直近までの終値6ヶ月間平均値を踏まえて本公開買付価格は3,750円から3,850円のレンジをベースにその後の市場株価を踏まえて協議したいとの意向が示されました。また、SMFLとの2025年5月14日の協議において、SMFLより、具体的な平均値は示されませんでした。直近までの終値1ヶ月間平均値、直近までの終値3ヶ月間平均値、及び直近までの終値6ヶ月間平均値を踏まえて本公開買付価格は3,750円から3,850円のレンジをベースにその後の市場株価を踏まえて協議したいとの意向が示されました。応募合意株主から提示のあった3,750円から3,850円のレンジは、2025年5月14日における、同日までの終値1ヶ月間平均値3,870円、同日までの終値3ヶ月間平均値3,843円、及び同日までの終値6ヶ月間平均値3,821円に収まる水準であることから、公開買付者は3,750円から3,850円のレンジで本公開買付価格を検討することとしました。</p> <p>その後、本公開買付けの公表日前営業日である2025年5月23日に、同日までの終値1ヶ月間平均値3,889円、同日までの終値3ヶ月間平均値3,832円、及び同日までの終値6ヶ月間平均値3,824円であることから、本公開買付価格を3,750円とすることを応募合意株主と合意しました。</p> <p>また、公開買付者は同日、対象者に本公開買付価格を伝えたところ、対象者より2025年5月26日に開催される予定の対象者の取締役会において、審議する旨の返答を受けました。</p>

	<p>その後、公開買付者は2025年5月26日に対象者より、同日開催された対象者取締役会において、本公開買付価格に関し議論が行われた旨、及び本公開買付価格は公開買付者と応募合意株主との間の協議にて決定された事項であり、対象者における意見表明に影響を与えるものではないと判断されたため、本公開買付価格に関し、公開買付者に対し特段の要求はない旨の報告を受けました。</p> <p>なお、本公開買付価格は公開買付者と応募合意株主との間の交渉により決定しており、また、対象者から本公開買付価格について交渉の要請を受けなかったことから、公開買付者は本公開買付けの実施にあたり、対象者との間で本公開買付価格に関し協議・交渉を行っておりません。</p>
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	2,195,275 (株)	－ (株)	2,195,275 (株)
合計	2,195,275 (株)	－ (株)	2,195,275 (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(2,195,275株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に対象者株式を買い取る場合があります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）	21,952
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（b）	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（c）	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（2025年5月27日現在）（個）（d）	71,722
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（e）	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（f）	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2025年5月27日現在）（個）（g）	0
gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（h）	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（i）	—
対象者の総株主等の議決権の数（2024年9月30日現在）（個）（j）	215,228
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合（a/j）（%）	10.19
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g) / (j+(b-c)+(e-f)+(h-i))) \times 100$ （%）	43.48

（注1） 「買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

（注2） 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2025年5月27日現在）（個）（g）」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

（注3） 「対象者の総株主等の議決権の数（2024年9月30日現在）（個）（j）」は、対象者半期報告書に記載された2024年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された2025年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（21,544,538株）から、対象者半期報告書に記載された2024年9月30日現在所有する自己株式数（793株）に、2024年10月以降2025年3月31日までに対象者が単元未満株式の買取請求により取得した自己株式数として対象者から報告を受けた数（46株）を加算の上控除した株式数（21,543,699株）に係る議決権の数（215,436個）を「対象者の総株主等の議決権の数（2024年9月30日現在）（個）（j）」として計算しております。

（注4） 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

① 公開買付代理人

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

② 本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人のホームページ（<https://www.sbisec.co.jp>）画面から所要事項を入力することでWEB上にて公開買付期間の末日の午後3時30分までに申し込む方法、又は、公開買付代理人のホームページ（<https://www.sbisec.co.jp>）画面から公開買付応募申込書をご請求いただき、公開買付代理人から発送した「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付代理人までご返送いただき申し込む方法、又は、公開買付代理人の本店若しくは営業所、若しくは公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店（注1）（以下「店頭応募窓口」といいます。場所等の詳細は公開買付代理人のホームページ（<https://www.sbisec.co.jp>）をご参照いただくか、公開買付代理人までご連絡の上ご確認ください。以下同様とします。）において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間の末日の午前9時までに申し込む方法にて、応募してください。応募の際には、本人確認書類が必要となる場合があります（注2）（店頭応募窓口にて申し込む場合、応募株主等は、応募の際に、「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。）。なお、公開買付応募申込書を郵送される場合、応募株主等が公開買付代理人に開設した証券取引口座（以下「応募株主等口座」といいます。）へ応募株券等の振替手続を完了した上で、公開買付応募申込書が、店頭応募窓口にて公開買付期間の末日の午前9時までに到達することを条件とします。

③ 対象者株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等口座に、応募する予定の株式が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の対象者株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主等口座へ応募株券等の振替手続を完了していただく必要があります。なお、特別口座から、公開買付代理人の応募株主等口座に株券等の記録を振り替える手続の詳細につきましては、上記特別口座の口座管理機関にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

④ 本公開買付けにおいて、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

⑤ 公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注2）が必要となります。

⑥ 外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください（常任代理人より、外国人株主の委任状又は契約書の原本証明付きの写しをご提出いただきます。）。また、本人確認書類（注2）をご提出いただく必要があります。

⑦ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります（注3）。

⑧ 応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を郵送により交付します。

⑨ 応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

（注1） 店頭応募窓口は次のとおりとなります。

公開買付代理人の本店

公開買付代理人の営業所

大阪営業所 名古屋営業所 福岡営業所

なお、公開買付代理人の営業所は、SBIマネープラザ株式会社の支店（大阪支店、名古屋支店、福岡支店）に併設されております。

公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店

新宿中央支店 松本支店 伊那支店 名古屋支店 大阪支店 福岡支店 鹿児島中央支店

(注2) ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等について
 公開買付代理人である株式会社SBI証券において新規に証券取引口座を開設して応募される場合又は外国人株主が常任代理人を通じて応募される場合には、ご印鑑が必要となるほか、次のマイナンバー（個人番号）又は法人番号を確認する書類及び本人確認書類等が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー（個人番号）を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。詳しくは、公開買付代理人のホームページ（<https://www.sbisec.co.jp>）、又は、店頭応募窓口にてご確認ください。

個人の場合

マイナンバー（個人番号）を確認するための書類と本人確認書類（氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの。発行日より6ヶ月以内のもの、また、有効期限のあるものはその期限内のもの。）が必要となります。

マイナンバー確認書類（コピー）	本人確認書類（コピー）	
マイナンバーカード（両面）	不要	
通知カード	顔写真付き （右記のいずれか1点）	運転免許証、住民基本台帳カード（写真付き）、在留カード、特別永住者証明書 等
	顔写真なし （右記のいずれか2点）	各種健康保険証、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し 等
マイナンバーの記載された住民票の写し	「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の下記いずれか1点	
マイナンバーの記載された住民票記載事項証明書	運転免許証、住民基本台帳カード（写真付き）、在留カード、特別永住者証明書、各種健康保険証、印鑑登録証明書、戸籍抄本 等	

法人の場合

- ① 登記事項証明書及び印鑑証明書（両方の原本。発行日より6ヶ月以内のもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの。）
- ② 法人自体の本人確認に加え、代表者及び代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。
- ③ 法人番号を確認するための書類として、「法人番号指定通知書」のコピー又は国税庁法人番号公表サイトで検索した結果画面を印刷したものが必要となります。

外国人株主の場合

外国人（居住者を除きます。）又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの、及び常任代理人との間の委任契約に係る契約書若しくは委任状等（当該外国人株主の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り。）の写しが必要となります。

なお、公開買付期間中に新規に取引口座を開設される場合は、公開買付代理人にお早目にご相談ください。

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）
 日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、一般に申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士などの専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除については、公開買付代理人のホームページ（<https://www.sbisec.co.jp>）画面から所要事項を入力する方法、又は、公開買付期間の末日の午後3時30分までに、公開買付代理人のカスタマーサービスセンター（電話番号：0800-222-2999（通話料無料））までご連絡いただき、解除手続を行ってください。

また、店頭応募窓口経由（対面取引口座）で応募された契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の午前9時までに、下記に指定する者の本店又は営業所、下記に指定する者の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店に公開買付応募申込受付票（交付されている場合）を添付の上、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が、店頭応募窓口に対し、公開買付期間の末日の午前9時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

（その他の株式会社SBI証券の営業所又は株式会社SBI証券の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の各部支店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金（円）(a)	8,232,281,250
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	40,000,000
その他(c)	3,500,000
合計(a) + (b) + (c)	8,275,781,250

(注1) 「買付代金（円）(a)」欄には、買付予定数(2,195,275株)に1株当たりの本公開買付価格(3,750円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額（千円）
当座預金	4,027,722,940
計(a)	4,027,722,940

②【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
	—	—	—	—
	—	—	—	—
計				—

③【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
計(b)				—

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
	—	—	—	—
	—	—	—	—
計(c)				—

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
—	—
計(d)	—

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

4,027,722,940千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

(2)【決済の開始日】

2025年6月30日（月曜日）

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等口座へお支払いします。

(4)【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全ての買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主等口座の状態に戻すことにより返還します。

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の上限（2,195,275株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元未満の株式数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株式数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株式数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株式数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株式数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。但し、切り捨てられた株式数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株式数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株式数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株式数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株式数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株式数に1単元未満の株式数の部分がある場合は当該1単元未満の株式数）減少させるものとします。但し、切り上げられた株式数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株式数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株式数を減少させる株主を決定します。

(2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、①対象者の業務執行を決定する機関が、(a)本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産額の帳簿価額の10%に相当する額未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについて決定した場合、又は(b)具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当を行うことについて決定した場合において、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産額の帳簿価額の10%に相当する額を上回る規模の配当がなされる場合、並びに②対象者の業務執行を決定する機関が、(a)自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日にお

ける単体の貸借対照表上の純資産額の帳簿価額の10%に相当する額未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについて決定した場合、又は(b)上記自己株式の取得を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合をいいます。令第14条第1項第3号又に定める「イからリまでに掲げる事実に基づき」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容及び、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

①【会社の沿革】

②【会社の目的及び事業の内容】

③【資本金の額及び発行済株式の総数】

④【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
—	—	—	—
計	—	—	—

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
—	—	—	—	—	—

(2) 【経理の状況】

① 【貸借対照表】

② 【損益計算書】

③ 【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第24期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） 2024年6月27日 関東財務局長に提出

ロ 【半期報告書】

事業年度 第25期半期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） 2024年11月15日 関東財務局長に提出

ハ 【訂正報告書】

訂正報告書（上記イの訂正報告書） 2024年9月11日 関東財務局長に提出

訂正報告書（上記ロの訂正報告書） 2024年12月12日 関東財務局長に提出

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社SBI新生銀行

（東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号）

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2025年5月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	71,722 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	71,722	—	—
所有株券等の合計数	71,722	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(2025年5月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	71,722 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	71,722	—	—
所有株券等の合計数	71,722	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計)】

(2025年5月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	0	—	—
所有株券等の合計数	0	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者ごとの内訳)】

① 【特別関係者】

(2025年5月27日現在)

氏名又は名称	NECキャピタルソリューション株式会社
住所又は所在地	東京都港区港南二丁目15番3号
職業又は事業の内容	情報通信機器、事務用機器、産業用機械設備、その他各種機器設備等のリース・割賦及びファクタリング、融資、集金代行業務等
連絡先	連絡先 NECキャピタルソリューション株式会社 執行役員法務部長 松田 敦 連絡場所 東京都港区港南二丁目15番3号 電話番号 03-6720-8400 (代表)
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

②【所有株券等の数】

NECキャピタルソリューション株式会社

(2025年5月27日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	0	—	—
所有株券等の合計数	0	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 特別関係者である対象者は、対象者株式839株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

① 本応募契約 (NEC)

公開買付者は、NEC (所有株式数 : 3,795,888株、所有割合 : 17.62%) との間で、その所有する対象者株式の全部である応募予定株式 (NEC) を本公開買付けに応募する旨を書面により合意しております。詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」の「① 本応募契約 (NEC)」をご参照ください。

② 本応募契約 (SMFL)

公開買付者は、SMFL (所有株式数 : 2,514,834株、所有割合 : 11.67%) との間で、その直接所有する対象者株式の全部である応募予定株式 (SMFL) を本公開買付けに応募する旨を書面により合意しております。詳細については、前記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」の「② 本応募契約 (SMFL)」をご参照ください。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

直近3事業年度における公開買付者と対象者との間の取引の概要及び取引金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

取引の概要	2022年3月期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	2023年3月期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	2024年3月期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
与信取引	—	3,000	8,000
預金取引	1	1	1

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年5月26日開催の取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明すること、及び本公開買付け価格の妥当性については対象者としての判断を留保し、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのこと。なお、これらの対象者の意思決定過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」並びに「(5) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「② 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。なお、公開買付者は、本公開買付けに際し、対象者の役員との間で、対象者の役員に対して何等かの利益を供与する内容の合意を行っておりません。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 プライム市場						
月別	2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月
最高株価(円)	3,815	3,930	3,995	3,935	4,010	4,040	4,040
最低株価(円)	3,680	3,695	3,755	3,805	3,780	3,305	3,725

(注) 2025年5月については、5月26日までの株価です。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合 (%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

①【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

②【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第53期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日） 2023年6月27日 関東財務局長に提出

事業年度 第54期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日） 2024年6月28日 関東財務局長に提出

② 【半期報告書】

事業年度 第55期半期（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日） 2024年11月7日 関東財務局長に提出

③ 【臨時報告書】

法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づき、臨時報告書を2024年7月18日に関東財務局長に提出

法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づき、臨時報告書を2024年11月7日に関東財務局長に提出

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

NECキャピタルソリューション株式会社（東京都港区港南二丁目15番3号）

株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

該当事項はありません。

【公開買付者に係る事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移】

【事業の内容】

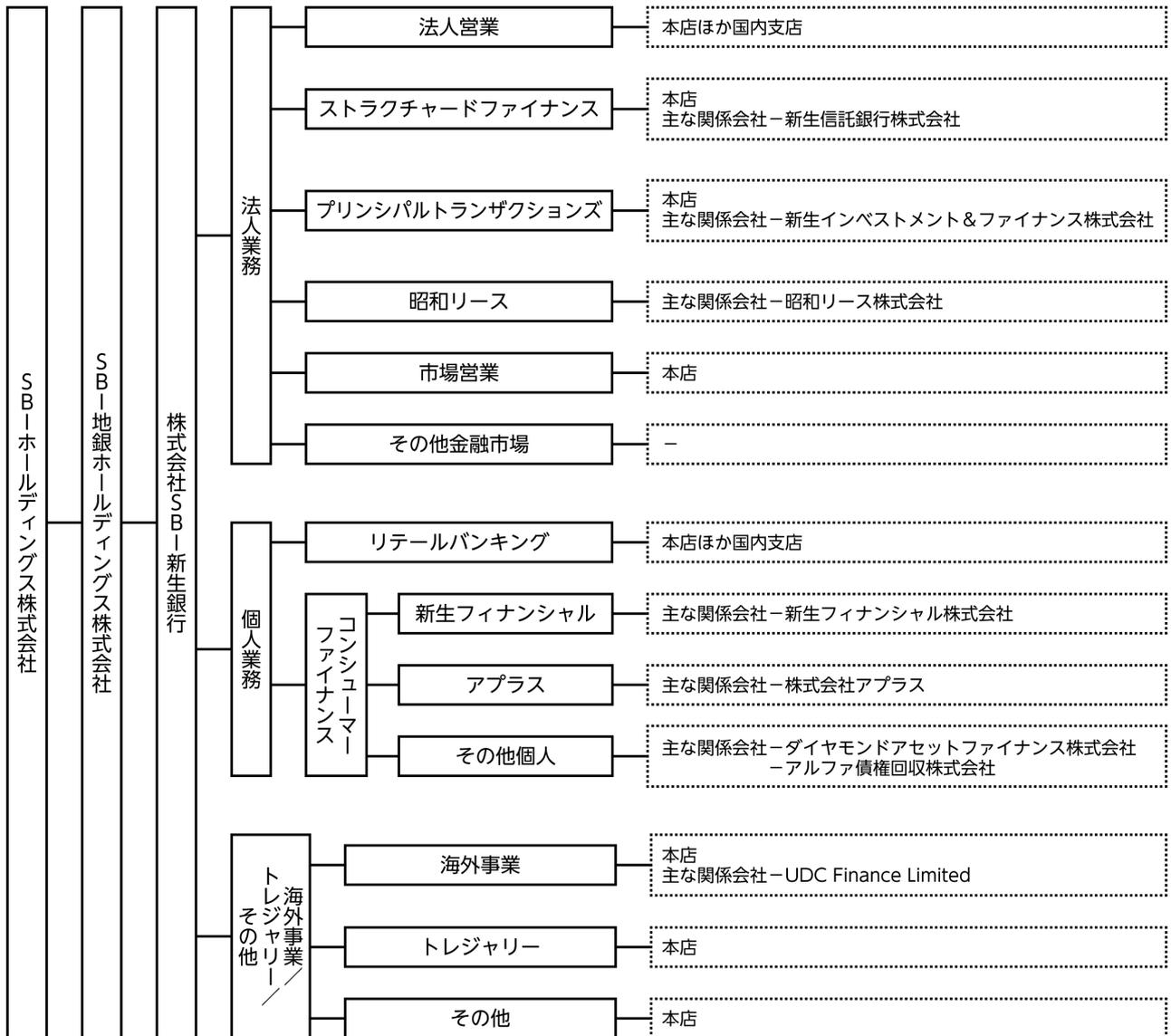
公開買付者グループ（2024年9月30日現在、公開買付者、子会社113社（うち株式会社アプラス、昭和リース株式会社、新生フィナンシャル株式会社、新生信託銀行株式会社、新生インベストメント&ファイナンス株式会社、ダイヤモンドアセットファイナンス株式会社及びUDC Finance Limited等の連結子会社70社、非連結子会社43社）、及び関連会社52社（SBI PEホールディングス株式会社等の持分法適用会社50社、持分法非適用会社2社）により構成）は、『法人業務』、『個人業務』及び「海外事業」を通じて、お客さまへ幅広い金融商品・サービスを提供しています。『法人業務』、『個人業務』及び「海外事業」は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、各セグメントにおける当行及び関係会社の位置付け等は次のとおりとなっております。

『法人業務』の「法人営業」セグメントは事業法人、公共法人、金融法人向けの金融商品・サービス、アドバイザー業務、ウェルスマネジメント業務等を、「ストラクチャードファイナンス」セグメントはノンリコースローン等の不動産金融業務、プロジェクトファイナンスやスペシャルティファイナンス（M&Aファイナンス等）に関する金融商品・サービス、ヘルスケア施設及びヘルスケア事業者を対象とする金融商品・サービス、信託業務を、「プリンシパルトランザクションズ」セグメントはプライベートエクイティ業務や事業承継業務、クレジットトレーディングに関連する金融商品・サービス等を、「昭和リース」セグメントはリースを中心とする金融商品・サービスを提供しております。「市場営業」セグメントは、外国為替、デリバティブ、その他のキャピタルマーケット業務を、「その他金融市場」セグメントは、新生証券株式会社により証券業務等を提供していましたが、2023年7月付で金融商品取引業及び投資助言・代行業を廃止し、2024年2月付で清算終了しました。

『個人業務』の「リテールバンキング」セグメントは個人向けの金融取引・サービスを、「新生フィナンシャル」セグメントは無担保カードローン及び信用保証業務（新生フィナンシャル、SBI新生銀行カードローン エル、レイク）を提供しております。「アプラス」セグメントはショッピングクレジット、カード、ローン、ペイメント業務を提供しております。また、「その他個人」セグメントは、子会社による不動産金融業務、債権管理回収業務及び関連会社によるクレジットカード業務を提供しております。

『海外事業／トレジャリー／その他』の「海外事業」セグメントには当行グループの海外連結子会社・海外関連会社の大半が含まれ、これらを通じて主に小口ファイナンスの提供を行っております。「トレジャリー」セグメントにはALM業務、資本性を含む資金調達業務、債券等による市場性運用に係る損益が含まれております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
		(自2019年 4月1日 至2020年 3月31日)	(自2020年 4月1日 至2021年 3月31日)	(自2021年 4月1日 至2022年 3月31日)	(自2022年 4月1日 至2023年 3月31日)	(自2023年 4月1日 至2024年 3月31日)
連結経常収益	百万円	399,503	374,247	373,328	421,853	530,771
連結経常利益	百万円	51,036	44,398	28,299	52,136	61,072
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	45,575	45,109	20,385	42,771	57,924
連結包括利益	百万円	36,307	47,483	17,037	46,804	70,745
連結純資産額	百万円	910,485	930,742	924,316	966,506	966,724
連結総資産額	百万円	10,226,571	10,740,174	10,311,448	13,694,831	16,048,988
1株当たり純資産額	円	3,913.40	4,283.92	4,484.01	16,033,315.14 2.95	17,828,740.92 8.75
1株当たり当期純利益	円	190.59	202.16	96.78	712,851,750.1 3	990,851,470.1 1
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	190.55	202.10	96.75	—	—
自己資本比率	%	8.8	8.6	8.9	7.0	6.0
連結自己資本利益率	%	5.08	4.94	2.21	4.54	6.02
連結株価収益率	倍	7.57	8.85	23.11	11.13	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	306,515	249,230	△470,630	1,306,967	1,188,163
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	49,153	7,186	250,997	△955,567	95,771
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△23,193	△27,339	△19,873	△4,628	△69,635
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	1,578,264	1,806,556	1,567,129	1,913,693	3,128,045
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	5,349 [1,389]	5,605 [1,461]	5,608 [1,696]	5,548 [1,870]	5,650 [1,981]

- (注) 1. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末株式引受権－期末新株予約権－期末非支配株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。
2. 従業員数は、無期転換制度に基づく業務限定社員、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[]内に外書きで記載しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等及び「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)等を2021年度の期首から適用しており、2021年度以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 2022年度及び2023年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 公開買付者は、2023年10月2日付で普通株式20,000,000株につき1株の割合で株式併合を行っております。また、2024年3月15日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合及び株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
6. 公開買付者株式は、2023年9月28日付で上場廃止となったため、2023年度の連結株価収益率は記載しておりません。

(2) 公開買付者の経営指標等

回次		第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月		2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
経常収益	百万円	170,640	152,988	165,589	192,577	268,490
経常利益	百万円	33,938	37,154	36,811	54,361	58,261
当期純利益	百万円	33,180	34,506	30,387	48,991	62,863
資本金	百万円	512,204	512,204	512,204	512,204	512,204
発行済株式総数 普通株式	株	259,034,689	259,034,689	259,034,689	205,034,689	60
純資産額	百万円	853,629	857,845	853,356	896,557	888,768
総資産額	百万円	8,686,696	9,090,890	8,726,897	12,228,667	14,528,479
預金残高	百万円	5,995,082	6,212,834	5,955,038	8,035,352	9,098,325
貸出金残高	百万円	5,040,819	5,160,932	5,279,626	7,255,606	8,401,393
有価証券残高	百万円	1,265,800	1,352,522	1,104,839	1,966,021	1,940,867
1株当たり純資産額	円	3,699.13	3,984.10	4,158.00	14,942,624.42 4.71	16,458,679.28 0.96
1株当たり配当額 普通株式 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	10.00 (-)	12.00 (-)	12.00 (-)	12.00 (-)	40,000,000.00 (-)
1株当たり当期純利益	円	138.75	154.64	144.26	816,523,594.3 3	1,075,351.25 5.48
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	138.73	154.60	144.22	-	-
自己資本比率	%	9.8	9.4	9.8	7.3	6.1
自己資本利益率	%	3.90	4.03	3.55	5.60	7.04
株価収益率	倍	10.39	11.57	15.51	9.72	-
配当性向	%	7.21	7.76	8.32	5.00	3.72
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,208 [331]	2,245 [322]	2,281 [335]	2,228 [344]	2,288 [367]
株主総利回り (比較指標：-)	%	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
最高株価	円	1,803	1,993	2,399	2,585	2,867
最低株価	円	1,079	1,108	1,341	1,867	2,274

(注) 1. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計-期末株式引受権-期末新株予約権)を期末資産の部合計で除して算出しております。

2. 従業員数は、無期転換制度に基づく業務限定社員、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を[]内に外書きで記載しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等及び「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)等を第22期の期首から適用しており、第22期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

4. 第23期及び第24期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 公開買付者は、2023年10月2日付で普通株式20,000,000株につき1株の割合で株式併合を行っております。また、2024年3月15日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っております。第23期の期首に当該株式併合及び株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
6. 公開買付者株式は2023年9月28日付で上場廃止となったため、株主総利回り、比較指標及び第24期の株価収益率は記載しておりません。また、最高株価及び最低株価は、最終取引日である2023年9月27日までの株価について記載しております。
7. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (百万円)	220,716	221,255	249,907	258,107	255,857
経常利益 (百万円)	9,092	6,089	11,422	12,440	11,818
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,117	4,118	6,939	6,418	7,034
包括利益 (百万円)	6,951	3,961	11,172	10,914	10,082
純資産額 (百万円)	105,248	113,885	121,740	128,815	136,790
総資産額 (百万円)	997,510	1,057,653	1,030,617	1,055,875	1,117,363
1株当たり純資産額 (円)	4,306.21	4,438.33	4,794.13	5,085.69	5,374.76
1株当たり当期純利益 (円)	237.66	191.29	322.37	298.14	326.66
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	9.3	9.0	10.0	10.4	10.4
自己資本利益率 (%)	5.6	4.4	7.0	6.0	6.2
株価収益率 (倍)	7.7	10.6	6.4	8.5	11.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△69,902	△28,770	46,815	29	△21,344
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△3,529	△6,699	△501	△9,581	△8,313
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	95,627	30,956	△46,932	7,875	49,343
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	43,022	38,828	37,467	35,557	53,722
従業員数 (人)	784	811	812	866	880
(外、平均臨時雇用者数)	(60)	(60)	(77)	(21)	(22)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第52期の期首から適用しており、第52期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。なお、当該会計基準等の適用が連結財務諸表に与える影響はありません。

3. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。なお、第53期より算定方法を変更し、従来臨時雇用者数に含めて記載していた嘱託社員数を従業員数に含めて記載しております。

(2) 対象者の経営指標等

回次	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (百万円)	197,438	209,914	230,196	231,557	236,761
経常利益 (百万円)	5,754	5,031	8,861	8,882	8,688
当期純利益 (百万円)	3,200	3,366	5,892	6,560	5,832
資本金 (百万円)	3,776	3,776	3,776	3,776	3,783
発行済株式総数 (千株)	21,533	21,533	21,533	21,533	21,539
純資産額 (百万円)	88,458	90,573	95,639	100,745	103,921
総資産額 (百万円)	957,891	1,012,614	983,328	1,013,839	1,059,608
1株当たり純資産額 (円)	4,108.09	4,206.31	4,441.55	4,678.74	4,824.96
1株当たり配当額 (円)	60.00	60.00	74.00	110.00	130.00
(うち1株当たり中間配当額)	(30.00)	(30.00)	(32.00)	(37.00)	(65.00)
1株当たり当期純利益 (円)	148.64	156.36	273.71	304.67	270.79
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	9.2	8.9	9.7	9.9	9.8
自己資本利益率 (%)	3.7	3.8	6.3	6.7	5.7
株価収益率 (倍)	12.4	13.0	7.6	8.3	14.2
配当性向 (%)	40.4	38.4	27.0	36.1	48.0
従業員数 (人)	609	632	641	703	698
(外、平均臨時雇用者数)	(56)	(59)	(77)	(14)	(20)
株主総利回り (%)	111.6	126.1	133.4	166.3	250.8
(比較指標：配当込み TOPIX)	(90.5)	(128.6)	(131.2)	(138.8)	(196.2)
最高株価 (円)	2,817	2,266	2,219	2,818	4,015
最低株価 (円)	1,572	1,585	1,888	1,894	2,479

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第52期の期首から適用しており、第52期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。なお、当該会計基準等の適用が財務諸表に与える影響はありません。
4. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。なお、第53期より算定方法を変更し、従来臨時雇用者数に含めて記載していた嘱託社員数を従業員数に含めて記載しております。